

## 佐渡市雇用機会拡充事業補助金の事前相談を行います

佐渡市（特定有人国境離島）における民間事業者等の雇用拡大を伴う、創業・事業拡大等に必要設備資金や運転資金を支援します。

【補助対象者】 事業を営む個人又は法人。

佐渡市内において創業する者	・個人開業又は会社等を設立し、新たに事業を開始すること（新規創業） ・既に事業を営んでいる者から事業を引き継ぎ、新たに事業を開始すること（事業承継による創業）※設備投資等を行って付加価値を向上させる
佐渡市内の事業所で事業拡大を行う者	既に事業を営んでいる者が、生産能力の拡大、商品・サービスの付加価値向上等を図るために雇用拡大、設備投資等を行うこと。
佐渡市の商品サービスの販売を目的として市外で創業する者	

※ いずれも市税の滞納がない方等が対象です。

【補助対象経費】

裏面のとおり

【補助率及び上限額】

区分	補助率	上限額
創業	3/4 以内	450万円
事業拡大	3/4 以内	①1,200万円 ② 900万円（設備投資を伴わない場合）

【事業実施期間】

- ・交付決定日（4月1日予定）から令和3年2月28日

【相談期間】 事業を申請される方は必ず期間内に事前相談してください。

- ・2019年11月20日（水曜日）～1月10日（金曜日）（土日祝日を除く）
- ・午前8時30分～午後5時30分
- ・場所 市役所 本庁第2庁舎

【お申込み・お問い合わせ】

佐渡市役所 地域振興課 商工振興係 TEL 0259-63-4152  
FAX 0259-63-2750

# 起業・事業拡大で離島に活力を！



詳しくは、佐渡市ホームページ <https://www.city.sado.niigata.jp> をご覧になってください。

別表 雇用機会拡充事業の対象経費

対象経費	経費内容
設備費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創業又は事業拡大に必要な機械、装置、器具、備品その他の設備の設置・購入費、リース・レンタル費（設置、据付工事を含む）</li> <li>・上記設備を格納する簡易な倉庫、納屋等の工事費</li> <li>・上記設備導入に伴って必要となる解体・処分費用</li> </ul> <p>注）中古品については、価格設定の適正性が明確なものに限ります。  注）売上増加につながらない単なる老朽化設備・施設の更新は対象になりません。  注）土地・建物の取得、新築、自家用車の購入その他個人又は法人の資産形成につながる経費は対象になりません。</p>
改修費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の用に供する建物および建物附属設備の改修費（建物と住居等が明確に分かれているものに限る。）</li> </ul> <p>注）土地・建物の取得、新築、自家用車の購入その他個人又は法人の資産形成につながる経費は対象外</p>
広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告掲載費、ホームページ、パンフレット、DM製作・配布・郵送費</li> <li>・商品の販路拡大、プロモーション、マーケティング等の販売促進費（調査費、出店料、外注費、専門家等への謝金、旅費等）</li> <li>・創業又は事業拡大のために新たに雇用する従業員の求人にかかる費用（求人広告の掲載、求職者向けのセミナー・会社説明会への出展費用等）</li> </ul>
店舗等借入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創業又は事業拡大のために新たに借り入れする場合の事務所・事業所の賃料、店舗（物販店舗、飲食店等）のテナント料（店舗と住居等が明確に分かれているものに限る。）</li> </ul>
人件費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創業又は事業拡大に必要な従業員の給与、賃金（事業拡大の場合には、新たに雇用する者に係るものに限る。）</li> <li>・創業・事業拡大に伴って新たに雇用するパート・アルバイトの賃金（事業拡大の場合には、事業拡大に伴って新たに雇用する者に限る。）</li> <li>・給与・賃金は1人あたり常勤雇用の場合は、月額35万円、非常勤雇用の場合は、月額20万円、パート・アルバイトは日額8千円/人を上限とする。</li> </ul> <p>注）代表者、役員（創業者、雇用主等）及びその親族（生計を一にする三親等以内）に対する人件費は対象となりません。</p>
研究開発費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品又はサービスの研究開発に係る経費（市場調査費、試作品の製作費、委託・外注費、専門家等へ謝金、旅費等）</li> </ul>
島外からの事業所移転費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐渡市外から佐渡市内への事業所移転・引越し経費、従前の事業所の原状回復費その他移転に係る諸経費</li> </ul>
従業員の教育訓練経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の資格取得（佐渡市内で取得できないもの）・研修・講習受講にかかる経費（創業又は事業拡大に直接必要なものに限る。）</li> </ul> <p>注）求職者の人材育成にかかる経費や、創業・事業拡大に伴わない教育訓練費は対象になりません。</p>